（別添３）

「漁港漁場関係工事積算基準」に係る令和６年度標準賃金について　（令和６年３月１日から適用）

①潜水士（ダイバー）標準賃金

（円／日）

潜水深度	標準賃金
10m 未満	52,200
10～20m 未満	56,600
20～30m 未満	60,900
30～40m 未満	65,200

注）標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。
潜水士補助員は、潜水士（ダイバー）に準じる。
上廻り員は、令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。